

第一百八十回
国会

参議院外交防衛委員会會議録第七号

プレイ岩国陸揚げについてでございます。
まず、在日中国大使館李春光元一等書記官がかわり、野田内閣の鹿野前農水大臣と筒井前副大臣が絡む対中国農産物輸出事業の疑惑、このことに関して機密文書が漏えいしていたとする中間報告が出ました。大臣、副大臣の関与を示唆しつつ、特定には至らず、内部調査の限界が明らかにもなっているのですが、本日は、外交的な側面からこの問題のやみを更に追及したいと思っております。

問題の本質は、検疫を受けずに米などを中国に輸出できるとして、李春光書記官の署名がされた文書で、我が国農水大臣あての文書、これが副大臣を通じて農水省に手交され、これを根拠文書として輸出が現場で実施された、そして、中国検疫当局からは検疫免除はないと言われ、結局中国側の指示で全量廃棄となったというものでございます。

そもそも、我が国大臣あてに在京大使館の一等書記官から文書が発出されることは、主権平等原則に基づく外交プロトコル上、日本が不当に低くなることでありまして、この種の文書を日本政府が受理したことは過ちと認識してはなりません。外務大臣の認識はいかがですか。

○国務大臣(玄葉光一郎君) たいいまの御指摘につきましては、結論から申し上げれば不自然であるというふうに思っています。

この文書につきまして、通常、こういった正式の文書というのは公印とかあるいは通し番号、こういったものが入っているわけでありまして、先方の大使館から、そして日本国外務省にあてると、大体こういう形式なわけでありまして、今回、公印もなければ通し番号がないと。

そして、おっしゃったとおりのところがあるんですが、いわゆる当該一等書記官から農林水産大

○委員長(福山哲郎君) 外交、防衛等に関する調査を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言願います。

○猪口邦子君 ありがとうございます。

委員長と理事の皆様には、本日の質問の機会をいただきましたことに感謝申し上げます。

また、森本防衛大臣には、大臣御就任につき、お祝い申し上げます。

本日は、外務大臣を中心に四つの事項につき質問いたします。

第一に、対中国農産物不正輸出疑惑。第二に、北方領土と、玄葉大臣、明日から訪口されますが、そのことについて。第三に、七月中旬のASEAN関連外相会談。そして第四に、今週のオス

臣あてということでありますから、確かに外交上のやり取りで通常行われるものとはこれは形式が違ふというふうな、ここはやはり言わざるを得ないと。残念ながら、我々、事後的に承知したわけですけれども、このことは不自然だというふうにはこれは申し上げざるを得ないというふうな思いいます。

○猪口邦子君 不自然ということではなくて、これは受理したことが過ちであるという認識を持たないと、主権平等の原則に照らして、やはり我が国の名誉を維持することができないと思うんです。おっしゃるとおり、公印もなく通し番号もなく、大使の、だから署名がないわけですから。これは任国の大臣に対して出す大使館側からの文書は大使によつてのみ可能であるというのが外交上の常識、そしてプロトコールの方法であると思っております。

では、どうして当該文書はそもそも作成されたのか、どのような経緯で作成されたかを検証しなければなりません。この検証をする中で、この文書が僅か数時間のうちに急ごしらえされたことが明らかになります。問題の日は二月二十四日。既に八百キロを超えるお米が成田税関に積み上がっていました。成田税関からは、これはさっきの中間報告に出ているんですけれども、植物検査証明書、薰蒸処理済みの証明書が必要との連絡が農水省側に行きました。これは恐らく地方農政局から入っているんだと思いますけれども、この連絡が本省に入ったのは何時でしょうか。

○政府参考人(高橋博君) お尋ねの二月の二十四日の米等の中国輸出の件で、ございますけれども、今先生の御指摘ありましたように、二月二十四日の午前中に成田の税関に輸出申告がなされました。その際、税関におきましては、米の輸出については届出あるいは薰蒸が要するというところで、この関係の届出の書類が、私どもの出先機関の関東農政局に昼ごろに成田税関から確認の連絡ございました。

私ども本省にはその後に関東の農政局から報告

がございました。これは米の担当部局に入りまして、私ども検疫部局の方に連絡が入ったのは同日の夕刻でございます。

○猪口邦子君 私がいたしました調査では、高橋局長のところに大体二時ごろに入ったのではないかと思っております。

そして、結論から申し上げますと、農水省の現場、現場はきちっと仕事をしたということですね。つまり、ちゃんと文書がなければこれは困るのだということを見つけて、成田税関も含めてです。それできちっと仕事をして、本省にその文書が本当にあるんでしょうねと。それで、局長においてもちゃんと仕事はされて、それではその文書はあるんでしょうねと副大臣にお尋ねしたと、これが大体午後だったと思います。それで、副大臣は文書があるというふうな発言をしていますね。それまでは電話でそういう検査はなくて大丈夫なんだという発言をしているということですが。

この文書、副大臣があるよと言って、ではその文書を下さいと局長は恐らくおっしゃって、これが局長に手交されたのは何時ですか。

○政府参考人(高橋博君) 御指摘の経過を踏まえて、私が文書を手交されたのは同日の夜の十時ごろでございます。

○猪口邦子君 そうでしょう。ですから、大体五時ごろに大変だと、この文書が本当にあるのかと、ちゃんと出してくださいよと局長から副大臣に言い、副大臣はこの四、五時間の時間の中でその文書を中国大使館から入手したということになります。

この結果、この文書を根拠に輸出はされるんですけれども、結局、政府の現場は、実際の輸出の現場は、この文書があるから輸出検査は不要と判断したんです。だから、輸出が行われたんです。それで、四月十九日になって、中国質検総局より、二月二十四日輸出された米等の展示品については、これは北京の常設展示館に展示されるものなんですけれども、それは中国の法令違反で返送を要求すると来たでしょう。ところが、その事務

をちゃんとやらなかったと思いますが、五月二十五日になって廃棄処分ということになったという公電がこちらに接しているという、こういうことなんです。

つまり、一枚のこの紙、文書によつて、日本政府は、まさに政務が何らかしこらえたこの文書によつて農政の現場は翻弄され、これに基づいて間違つた実施をしたと。つまり、だまされてしまった。一つの省内の中で政務が現場の本当にきちっと仕事をしようとしている行政の担当者たちを、だますような根拠文書となるものを作成したということではないかと思ひます。

誰でも普通は分かる外交文書としてのまづさがあるわけですから、もし外務省に聞けば直ちに分かることだったので、これがなされていなかったということが、もし農水省の落ち度があるとすれば、つまり事務方の落ち度があるとすれば、そうなんです。実際には、この偽りの文書、これは政務によつて作られたものであるということになつてくるんですね。なぜかという、その文書が必要だということは現場は気が付いていたということですが。

ですから、現場が失敗したのは、えせ文書、偽りの文書をつかまされているということに気付かなかつたということ、そして外務省に相談しなかつたということ。他方で、外務省の側は、窓口をやつてやろう、何とかしてやろう、そういう気遣いも気力もなかつたということ。この両方の問題があるということですが。

つまり、推測ですけれども、二月二十四日五時から九時ないし十時の間に、高橋局長がその文書の提出を強く求めたので、副大臣から李春光書記官に書いてもらおうということが推測されるわけなんです。

今私が述べたことを明確に国会で否定することが局長はできますか。できるかどうか分かりませんが、今答えてもらいます。もしどうしてもできないんだつたら前副大臣を呼ぶしかないんですけれども、今となつては、このように国の重大事項

ですから、現在の農水大臣、現在の外務大臣が、この文書がこの日、局長が事態の重大さに気付いて副大臣にそのことを伝え、副大臣からの依頼で急遽中国側が作ったということなのかどうなのか、これは調べてもらいたいんです。

だから、道理で大使の署名なんかないわけですよ。だから、大使の署名がない。大使の署名がないというた、だ一つのことから、これだけ推論していくことがこの中間報告を見ればできるんですけれども、本日提出してあります最初のページの資料がそれでございます。これは中間報告からのコピーでございます。

では、今私が述べたこと、局長は否定できませんか。

○政府参考人(高橋博君) 今御指摘の事実関係については、おおむね御指摘のとおりでございます。時間等の推移等についても同様でございます。

ただ、この輸出検査と申しますのは、海外から国内に入ってくるものの検査とは異なりまして、相手国の要請に応じて要不要が決まるものでございます。特に今回の場合につきましては、いわゆる米の貿易一般に対する制度的な対応を行うというふうではなくて、特定の、個々の荷口についての要否と、こういったものにつきましては、過去におきましても一般貿易とは別に特別の取扱いを行うというふうなことも行われておりました。

今委員御指摘のとおり、確かに外務大臣からもお話ございましたとおり、様式として一等書記官名で大臣あてという、非常に通常の文書とは異なるような扱いではございますが、ただ、一等書記官名のもので例えば私どもの検査所長あて等の文書であったとしても、これについては中国側の意向確認という形で受け取ったというふうな考えっております。

○猪口邦子君 この文書は、我が国認証官あての一等書記官からの文書でございます。それが常軌を逸しているとして申し上げているんです。そのセンシティブティーを持つのは、今のお答

えを伺うとやっぱり外務省なのかと思ひますから、今後は外務省に様々なことをきちつと相談してもらいたいし、そのような指示を総理から行政各部に出すべきであると思ひますので、外務大臣は意見具申をしてもらいたいと思ひますが、いかがですか。

○国務大臣(玄葉光一郎君) おつしやる御指摘はもっともだというふうに思つておられます。

つまり、対外関係が言わば全体的に整合的であるようにするのは外務省の役割でありますので、そういう意味で、総括を行う立場から適切な役割を果たしていただけるようにしたいというふうに思ひます。

そういう意味で、総理大臣にということですか。

○猪口邦子君 そうです。

○国務大臣(玄葉光一郎君) そういうことは、官邸も含めて共有したいというふうに思ひます。

○猪口邦子君 お願ひします。

例を挙げれば枚挙にいとまがないんですけれども、次の二つの資料もちよつと見ていただければいいことなんですけれども、これは、まず我が国の、二〇一〇年十二月には前副大臣名で覚書が相手国に發出されていますけれども、その相手は国営企業の社長というものです。それで、同じ相手に今度は大臣からの署名で翌年の二月四日に声明が出されています。

ですから、こういうことを見れば、もう我が国の国務大臣を非常にプロトコル上過小評価しているんです。同じ相手に副大臣と大臣と出しませんから。しかも、大臣の相手というのは農業部長なんです。これが中国のその大臣に相当する人なんです。それで、国営企業とはいえ、董事長という社長級の人とやり取りをするのであれば、そのようなマンデートを中国側が与えているという通告を日本側にするというのが本当は普通のやり方だと思ひます。

そのようなことも含めて私が申し上げたいのは、このように国の対外行為として極端に外交常

識やプロトコルから外れたことが民主党政権で横行するようになっていっています。日本の名誉が保たれません。また、国としての対外能力不足を海外に知らせることになりますので、危険であります。

ですから、今申し上げたように外務大臣はしっかりと、とりわけ認証官の文書の授受を含むことにつきましても、行政各部の対外行為につき外務省に相談するよう、ちゃんと総理にその意見を具申して、総理からそのような指示を出してもらいたいということなんですけれども、お願いいたします。やつてくれるというお話を今いただきました。

そして、その総理なんですけれども、まず、今回、薫蒸なしで輸出した米について民間事業者が被害を被っているわけですから、とにかく全量廃棄となつたわけですから。本来政府は民間事業者の被害を防ぐ責任があります。外務省も農水省も民間人に被害が発生することをなげ事前に防ぐような行動を取らなかつたのかと、そういうこと自体が政府として能力不足ということなんです。

しかも、その二か月前に野田総理大臣は現地を視察。ですから、野田総理大臣にも民間人の被害を防ぐことができなかつたというこの責任が残るんです。つまり、この十二月二十五日、野田総理は直前、総理日程を変更して、これは筒井副大臣にお願ひされた文書では出ていますけれども、この北京常設展示館に立ち寄りますけれども、そしてさらに日中首脳会談でも、それを根拠に輸出促進のお願ひを中国側にしているんですけれども、この展示会に向けて輸出した、二か月後に輸出した事業者が莫大な被害を受けているんですね。ですから、被害発生のお願ひが責任が発生していると思ひます。

これは総理も、総理大臣、今いらつしやらないので、外務大臣を通じて、こういうことのお責任、重大であるという認識を伝えておいてほしいし、また政府全体としてやはり深刻に受け止めなければ駄目ですよということ。大臣、何とか分

ばかってください。

それで、総理は、しかも総理日程を今申し上げたように直前に変更している。この時点では中国政府側から、つまり質検総局からは、展示品の検査については特別扱いほしくないという回答があつたんです。ですから、異常事態がもう既に発生している。だから、このとき鹿野大臣は、総理に同行することを模索してましたけど、直ちに諦めたんです。御自身は、それで副大臣が同行してたんなんです。で、副大臣はその直前の勉強のレクの場合で、立ち寄つてください、お願いして、総理は何と総理日程を変えて立ち寄つたんです。

こういうことを軽々に行つたという政府の体質。しかも、外務大臣は総理日程の詰めにおいてきちつと総理を守れたのかと。こういうことについて意見具申すべきです。そんなこと、自民党政府であれば、総理日程が直前にこのような案件で変わることは考えられないんですよ。そういうことをきちつと意見具申できたのかと。そして、肝心の北京の大使館ほどのような意見具申をこの総理日程変更について寄せてきたのか。その辺はどうですか、外務大臣。

○国務大臣(玄葉光一郎君) これ、総理のこの立ち寄りですか、総理の御答弁では道すがらだつたということ。ございませぬけれども、おつしやつたとおり、訪中直前の勉強会でそういうお話があつたということ。ございませぬ。私、この場におりませんでしたけど。

ただ、おつしやるのとおり、最終的な責任というのはもちろん外務省にもあるわけ。ございませぬ、そこは甘受したいというふうに思ひますけれども、そういう意味で、それが察知できれば私としてもそのことについて意見具申できたのかなというふうには思ひますが、ただ、総理としてはあくまで、総理御自身の答弁にございませぬように、その当時、この問題についてまさに特段問題があるという認識を有しておらず、何か空港からのまさに道すがらだつたという答弁をされておられませぬので、全くそういう感覚だつたのではないかと。

それで本当に日本の農産物の輸出というものが進めばよいと、恐らく詳細は存じ上げなかつたのではないかとこのように思ひます。

○猪口邦子君 ですから、そのインテリジェンスといひますか情報といひますか、その全てが破綻しているとしたか考えられないんです。なぜかというところ、この中間報告を読めば、もう詳細にその時点で異常事態が政府の中で発生している認識はあつたんですから、それが官邸に上がつていない。そして、大臣は今後、総理日程について、非常にやかましく、きちつと詰めて自分の目で確認して行つと。そういうやつぱり一歩一歩の改善をしていかないと、もうこれは与野党を超えて、我が国のメンツが保たれないということなんです。軽々に総理日程、こんなふうにししないでください。

では、北方領土、あしたからロシアに向かうということですので、お伺ひします。

まず、法と正義の原則を基礎とする解決により平和条約を早期に締結するよう交渉を継続すると、この歴史的な文言、これは誰によつて起草されたかといひますと、細川総理大臣です。これは、一九九三年十月十三日、エリツィン大統領と署名した東京宣言、この文書で初めて法と正義に基づいてということが、平和条約締結に向けて、もちろん北方四島の帰属明確化に絡んで使われた言葉であります。

元々、最初に言葉としてこの文脈で使われしたのは、自民党の中山太郎外務大臣によつて第四十六回国連演説においてです。国連演説は、しかし一方的でございませぬので、それで細川内閣において東京宣言の形で両国の考えとして確立された。

では、玄葉大臣もよくこの法と正義に基づいていひ言葉を使われませぬが、法と正義に基づくという具体的な内容はどう理解されていますか。

○国務大臣(玄葉光一郎君) まず、やや抽象的に申し上げれば、法と正義の法というのは、国際法の遵守ということだと思ひます。そして、正義といひのは、言わば客観的事実に基づく普遍的正義

ということだと思えます。

それをもっと具体的に言うということになれば、法の内容としては、軍事占領した他国の領土を一方的に自国領土に編入することは認めないという、例えばそういった一般国際法等々、あるいは様々な条約、そういったものを指すというふうを考えております。

○猪口邦子君 今おっしゃった、軍事占領したところを一方的に自分の領土に組み込まないということは、北方領土について当たると思っていますか。

○国務大臣(玄葉光一郎君) 当たると思っています。

○猪口邦子君 それは、ソ連軍が一方的に占拠した、その領土ということですね。それを一方的に彼らが自分の領土とすることは、法と正義に反するということに理解されているんですね。

○国務大臣(玄葉光一郎君) そういう理解です。

○猪口邦子君 この四島は、まず日本の固有のものなんです。日本が他国から奪ったものではないんです。日本が他国から奪ったものではないという根本的理解。つまり、略取した地域ではないという言葉、カイト宣言で使われていまして、日本が戦争を通じて奪ったとか、そういうものではないということですね。

私は、この五月にビザなし渡航で択捉島に上陸してきましたけれども、択捉島にソ連軍が進軍するのは、日本が降伏の意図を明確にして終戦してからか、それともその前なのか、どちらですか。

○国務大臣(玄葉光一郎君) ごめんなさい、終戦してからなのか、その前なのか。

○猪口邦子君 そうです。

○国務大臣(玄葉光一郎君) 択捉にソ連軍が上陸したのは、これ、我が国がポツダム宣言を受諾したのは八月十四日でありますけれども、その後の八月二十八日というふうに思います。

択捉島、ここにソ連軍が到達したのは一九四五年八月二十八日からです。今回、私は紗那というところに行つたんですけども、そこには日本の郵便局が廃墟となっております。その八月二十八日午前十一時、この郵便局と隣の留別局との通信が不通となりました。回線が不通となったんですね。それで、午後の五時ごろ、聞き慣れない言葉が入ってくると、郵便局員は二人いたんですけども、これはアメリカ軍が進駐したのかなと勘違いするぐらいだったんです。それで、夜十時になって、択捉全土がソ連軍に完全占拠されていることが分かって、その郵便局から最後の連絡が本土に入っています。中立条約違反のみでなく、降伏し、終戦して武装解除しているところへの進軍であるんですね。ですから、スターリン・ソビエトのその歴史を、法と正義を追求するプーチン・ロシアは超克すべきなんです。法と正義に反する過去からの脱却姿勢を明確にすべきなんです。そう伝えていただけないか。そうすれば、両国は、日本とロシアは法と正義を支えられた大同士の二十一世紀を築けるはずなんです。私は玄葉大臣にビッグピクチャーとこの間も言いましたけれども、それをラブロフ外相と共有すべきです。どうですか。

日ということですので、それは完全に日本が武装解除している段階だということにおいて、法と正義との観点からこれを両国の共通理解とするというのがまず一つのことです。私たちは択捉島の日本帰属を断固として求めていると、択捉島までです。そういうことなんです。で、ラブロフ外相ですね。ラブロフ外相は、国連大使、非常に立派な大使だったんです。私は二〇〇二年からジュネーブの軍縮大使を務めましたけれども、ジュネーブにはスコトニコフという大変立派な大使がいました。しかし、我が国は核廃絶決議案というのを国連総会で担いでいて、国連本部の方に行つて、そしてラブロフ大使ともいろいろ交渉を行うことがありましたけれども、そのときを思い出しますけれども、圧倒的多数の国、そして核保有国五か国の過半数を取れというのが私に対する訓令でした。それで、いろいろ苦労しましたけれども、ロシアはそのとき、今までの立場を変えて日本の核廃絶決議案に賛成票を投じたんです。

つまり、ラブロフ外務大臣、玄葉大臣のカウンターパートですけれども、法と正義の絶対分かる方だと私は思いますので、そういうしつかりとした交渉をするのがチャンスなんです。それで、どういう場合にロシアは、この四島帰属は日本の懸念事項なのか、これを聞き出してもらいたいです。それで、大臣は既にラブロフ外相と何度か会っているんですね。どのぐらいですかね。六回だった、ちょっと。

○国務大臣(玄葉光一郎君) 二回間の外相会談という意味では四、五回ございます。それ以外にもG8外相会合とか様々な、マルチの場面で言葉を交わしたり、一緒に夕食を取ったりなどしております。

○猪口邦子君 私は、玄葉大臣は、九月の初めに外務大臣に就任されたと思います。この短い一年の時間の中で非常に集中的にこのラブロフ外務大臣と接触を図っています。そこは非常に狙いが正しい、非常に集中力があると思います。それを生かせるかどうかなんです。それから本舞台なので、ロシアの懸念事項を聞き出すことです。それは、相手が玄葉大臣を信頼してくれればどうにか懸かっていますから、そういう信頼を獲得して、何が不安なのか、例えば太平洋側に出ることができなくなるといのが不安なのか、一体何なのかということを知りたいと聞いてきてもらいたい。そのような本勝負、私は、細川総理の時代に総理としてきたんだと思いますから、玄葉大臣も、ここが勝負なんだということ、この領土交渉、領土の帰属にかかわる外相交渉をやつてもらいたいと思います。

それで、私の希望は、この交渉の結果につきアメリカに丁寧に説明すべきなんです。アメリカの大使を通じてもいい、これは正式の外交ルートですよ、外務大臣、大使というのはね。あるいは、ヒラリー・クリントンさんに直接でもいい。北方領土、日本帰属を確定するために、ハワイ生まれのアメリカの大統領、オバマ大統領の尽力を求め、そういう意見具申を玄葉大臣は総理に行うべきなんです。

択捉島とハワイ島、両島を結ぶ歴史の悲しみですね、これをやっぱり見詰めて、オバマ大統領の助けを借りなければならぬと、私は最終的にこの問題を解決していくときにそこが要となると思えますので、是非この交渉の結果を丁寧に誠実に、そしてあなたの助けが必要なんだということをアメリカに言うことだと思えます。それをちょっとお願いしておきます。

それから、メドベージェフ首相がこの間、国後島に上陸しました。以前も二〇一〇年に行つています。それで、択捉島には行かなかつたんですね。天候の理由、あそここの天寧の飛行場は着陸が非常に危ないところで発進基地なんです。新しい飛行場が建設されているというふう聞いておりますけれども、外交では、何をやつたか、何をやつていないかという両方が大事ですね。国後島

には行ったけれども択捉島には行かなかったといふことは、訪問の範囲は広げなかったということですね、二〇一〇年から。それももしかしてシグナルかもしれないです。

そういうことも含めて、外務大臣は、ある程度情勢が整ってきているので、ここで本当に本勝負をやってもらいたい、やる責任があると、その席に座っているということはその責任があるということをお伝えします。

北朝鮮の体制内の最近の変化、これについての考えもロシア側とすり合わせるべきだと思えますけれども、ちよつともう時間もなくなりましたので、それはお願いしておくだけにいたします。

あと、ASEAN関連外相会議に積極的に出席されました。来年は日本・ASEAN四十周年。報道によりますと、特別首脳会議、開催する合意を取り付けたと聞いておりますけれども、その取組準備、どのようにお考えですか。これは非常に評価ができる局面です。

○国務大臣(玄葉光一郎君) 私は、もうASEANというのはいから日本の外交にとつて極めて大事な地域であるというふうな思っております。

二〇一五年にASEANの共同構築というものを目指してASEANが動いておりますので、その取組をしつかり後押しをしたいと思います。思っていますし、日本とASEANの協力関係が始まって四十年ということでもありますので、ASEANの首脳皆さんに日本においてをいただいて、日本とASEANの関係、これ二〇一三年に行うということで事実上決定をしたわけでありまして、連結性の強化、域内の格差是正、防災協力、様々な交流のみならず、今回のARFなどでも特に話題の中心は海洋の問題でございまして、やはりそういった問題についての連携というものをも深めていくということは私は不可欠であるというふうな考えております。

○猪口邦子君 今外務大臣がおっしゃいましたとおり、今回のASEAN外相会議の特徴は、ASEAN側の会議ですね、ここは共同声明が議長国

カンボジアにおいて調整し切れなかったということ、これはASEAN諸国の中国との外交的距離感の複雑さ、これを象徴している。しかし、フォローアップして何とか形を整えたということがありますけれども、我が国はシーレーンの関係でも非常に南シナ海のところは大事でありますし、中国との様々な距離感のことというのはやはりいろいろと考えなければならぬ、そういうことについてASEANの国と日本がしっかりとした協議をするのが来年の首脳会議の場ということと期待しております。

添付資料に後半付けておりましたのが、大部のものがあつて恐縮なんですけれども、東アジア大臣会合、これは男女共同参画担当大臣会合というもので、私が大臣のときに初めてこの東アジアにおいて開催し、ジョイントコミュニケが満場一致で採択され、一回限りの会議と思いましたが、全員がこれを続けるべきだと言つて隔年に続いてきたものでございまして、一部、今後ASEANでも女性大臣会合が推進されると、この度、クリントン国務長官も熱心な動きをした。

今日は武川審議官に来てもらつていますので、この東アジア女性大臣会合、プロセスを是非強化して発展させてもらいたいと思ひ、また玄葉大臣にはこのようなことがありますということとをちよつと勉強していただいて、両者協力して発展させていきたいと思います。やっぱりアジアの文化の中で、男女共同参画、苦勞している国々が手を取り合つて前進していくという意図ですが、武川審議官、一言どうぞ。

○政府参考人(武川恵子君) 内閣府といたしましても、男女共同参画に関しまして共通する文化的、社会的背景を有する東アジアにおきまして、関係レベルの方々が一室に会しまして共通の課題や今後の政策につきましても意見交換や好事例を共有していくということは大変意義のあることだと考えております。

第五回の開催国がまだ決まっておりますけれども、こうした会議が続けられるように引き続き

働きかけを行つてまいりたいと思ひます。

○猪口邦子君 是非、国会からもお願いしておりますので、しっかりと内閣府と外務省、手を取り合つてお願いいたします。

それでは、森本防衛大臣も含めて、MV22オスプレイについてお伺いいたします。

岩国市そして山口県、この両自治体は従来から日本の安全保障について非常に深い理解、そういうものがあるところなんです。にもかかわらず、オスプレイ搬入をめぐる安全保障に不可欠な社会的な信頼、その合意、これがこつまで崩れた責任、これは非常に重大であると私は指摘せざるを得ないんです。

福田良彦市長、私と二〇〇五年当選同期の仲間です。国政で未来を志した、だけれども、安全保障の要の岩国市、自分の故郷でもあると思ひます、ここに思いを致して、市長としてこの議場を去つたんです。私は今でもその決断をしたときの光景を思い出しますけれども、強い安全保障への思いですよ。その福田市長がこつまで怒るのはよほどのこと、よほどのシグナル。

つまり、私を感じますのは、両大臣とも情熱ある訴えを行つたんですかということなんです。オスプレイの導入、これが海兵隊の機能を格段と強化すること。これはそもそも戦闘機じゃないでしょう、輸送機でしょう。そして、今までのCH46、これヘリコプターだからもう大きな限界が来ていて、例えば積む貨物の量も四倍になるとか速度も二倍、二倍で逃げる、二倍で到達できる、救援も二倍、四倍でできる、そういう説明をやつたのかどうかということなんです。

そして、理事の先生の御許可を得てこの本を示したいと思ひます。(資料提示)これはマックス・ウェーバーの「職業としての政治」という本であります。職業としての政治、民間大臣でいらしても職業としての政治に今かわつて森本先生いらつしやいます、大臣いらつしやいます。マックス・ウェーバーは、政治家にとつて大事なことは三つあるんだと言つておられます。その最初

に来るのが情熱なんです。情熱、責任感、そして判断力の三つの資質が特に重要であると。この岩波文庫の七十七ページ、もし時間があつたら是非読んでください。ここで情熱とは、事柄に即するという意味、そのザツへの情熱的献身。例えば、与党であるから大変な面もあると思ひます。でも、導入しなければならぬ、その説明。その効果、その重要性、本当に火の玉となつて説明し得たのかということなんです。

そういうことへの情熱、これが十分であつたかどうかについてちよつとお伺いします。森本大臣、お願いします。

○国務大臣(森本敏君) 全く先生御指摘のように、従来、山口県及び岩国市というのは、在日米軍のみならず、自衛隊が安定的にあの地域に運用される、運用するという点について、大変前向きで積極的な役割を果たしていただき、我々としても、政府としても、本当に日夜この地元の御努力、地元の寛容な態度は有り難いと思つて今までやつてきております。今でもその点は変わらないと思ひます。

今回のオスプレイの配備については……

○猪口邦子君 時間がもうないので。

○国務大臣(森本敏君) はい。岩国に陸揚げしたのですが、二つの事故の原因が調査され、我が方に通報され、安全が確認されるまで一切の飛行を行わないということについて、地元に行つて説明もいたしましたし、昨日も山口県知事及び岩国市長が東京において、丁寧な政策については説明し、これを今後とも続けていきたい、このように考えております。

○猪口邦子君 御答弁ありがとうございます。やはり、情熱を持って推進しなければならぬ政策について説明する、そしてその情熱が相手に伝わるように、そういう仕事をするんだということだと思ひます。

それで、私も少子化大臣のときに、議員になつてからですが、議員になつて本間に間もない数週間で大臣になつたんです。そのときの本当

に大事なことは、関連大臣が二倍、三倍の情熱を持って仕事をしてくれということなので、玄葉外務大臣、まさに玄葉外務大臣がこころを頑張つて、どうしてこの新機種が必要なのか、我が国の安全保障にとってどういう重要性があるのか、火の玉になって二倍、三倍の仕事が必要なんですよ。私にとっては、当時の厚労大臣の川崎二郎大臣、文科大臣の小坂憲次大臣、そして官邸では官房副長官の長勢甚遠副長官ですね、こういう方たちが三倍の情熱で新米の大臣だった私を支えたんだから、玄葉大臣、頑張ってください。

○国務大臣(玄葉光一郎君) 今いただいたアドバイスあるいは対口外交を含めたアドバイス、しっかり肝に銘じたいと思います。ありがとうございます。

○猪口邦子君 終わります。